

令和 9 年度予算編成方針

1 社会経済情勢、国・地方の財政運営の現状と見通し

国は、8 月の月例経済報告で、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある」との基調判断を示し、先行きについて「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えること」を期待しつつも、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要があるほか、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要があるとの認識をあわせて示した。

本年 7 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2026」、いわゆる骨太の方針では、当面の経済財政運営について、補正予算を含む令和 8 年度予算の適切かつ機動的な執行により、民需の下支えを図ると同時に、中東情勢に対し、原油を始めとした重要物資の安定供給の確保及び流通の円滑化等に努め、引き続き、国民生活と事業活動を守るための機動的な対応を躊躇なく十分に講ずるとしている。

また、令和 9 年度予算編成に向けては、「強い経済」を実現する「責任ある積極財政」の考え方を具体化するため、デフレ・低成長時代の一律抑制型の考え方から、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へと転換するとした。

あわせて、地方財政にあっては、官公需の価格転嫁等のための取組を通じた強い地域経済の実現とこれを支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化するとともに、令和 8 年度地方財政計画の水準を下回らない規模の地方一般財源総額を確保し、国において経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成へ転換していくことを踏まえつつ、経済・物価動向等を的確に反映するとしている。

この方針に基づき、令和 9 年度国家予算の概算要求は、国内投資を通じた潜在成長率の引上げに向け『「強く豊かな日本」投資枠』を創設するとともに、補正予算依存から脱却し恒常的な施策を当初予算に計上するなど、従来から大きく変わる内容となったことから、各省庁の概算要求総額（一般会計）は、前年度比 16.8% 増の 143 兆 656 億円となったほか、ここに金額を定めない事項要求なども加わり、4 年続けて過去最大の規模となった。

一方、県では、令和 5 年 10 月に策定した「行財政基本方針」に基づき、重点施策の積極的な推進とあわせて、事業の再構築に引き続き取り組んでいる。

こうした国や県の今後の動向を注視しつつ、当市の令和 9 年度予算編成に的確に反映していく必要がある。

2 市の財政状況及び直面する課題

当市の財政状況を概観すると、これまで市債残高の縮減に取り組んできた結果、合併後、初めて 1,000 億円を下回り、交付税措置を加味した実質負担額は 240 億円余りとなった。健全化判断比率は着実に改善し、市税収入を始めとした主要な一般財源収入額についても、賃金上昇や消費の持ち直し、企業の業績向上等により増加するなど、堅調に推移している。財政調整基金は、近年、度重なる災害対応や経済対策等により多額の取崩しを行ってきたが、9 月末時点の基金残高は 74 億円となり、第 3 次財政計画を上回る規模に回復した。

一方、歳出面では、物価高や労務費の上昇に伴う行政コストの増加、少子・高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増、公共施設やインフラ資産の老朽化対策など、更なる財政需要の増大が懸念される。また、長期金利の上昇に伴う市債利子の増加も見込まれる中、歳入が堅調に推移したとしても、財政運営は依然として厳しい状況にあり、決して楽観視できない。

加えて、近年頻発している自然災害への対応や物価高騰対策等の臨時的な財政需要にも備えなければならない。

こうした財政運営上の諸課題に対応し、持続可能な行財政運営を確立するためには、歳出の適正化により一層取り組む必要があり、とりわけ、時代の変化に対応した行政運営や事務事業の見直しは必須である。

さらに、当市では、現在、中長期的なまちづくりに向け、その指針である第 7 次総合計画後期基本計画の策定を進めており、あわせて、第 7 次総合計画を下支えする第 7 次行政改革推進計画、第 3 次財政計画、第 4 次定員管理計画の改定をそれぞれ進めている。今後のまちづくりにおいては、一層厳しさを増す人口減少・少子高齢化に対応するため、人口の減少スピードを緩和させていくとともに、人口減少社会にあっても、質の高い市民生活を維持し、向上を図っていくことが重要であり、これら主要計画に基づく施策が実行段階に移る令和 9 年度以降においても、政策の推進と基礎的行政サービスの維持を両立させた財政運営に引き続き取り組む必要がある。

令和 9 年度当初予算の編成に当たっては、健全財政を維持し、持続可能なまちを形成していくため、国県補助金を始めとした特定財源の獲得はもとより、市内企業の振興や企業誘致による税源涵養など、自主財源の確保に着実に取り組むとともに、事務・事業の合理化や、運用・手法の工夫・改善による経費の縮減など、行政改革推進計画に定める「歳入の確保」と「歳出の適正化」に確実に取り組み、その効果を発現していかなければならない。

そのためには、職員一人ひとりがこうした認識を共有し、あらゆる方法により事業・業務の改善や見直し、廃止に果敢に取り組む、柔軟な発想と創意工夫により政策推進の原資を生み出すとともに、経営資源を効率的・効果的に活用していく必要がある。

3 予算編成の基本方針

(1) 基本方針

上記 1 及び 2 を踏まえ、令和 9 年度予算の編成においては、以下の基本方針を定める。

予算原案の立案に当たっては、全庁の英知を結集し、各職員がそれぞれの職責の下、最善を尽くすよう指示する。

- ① 第7次総合計画後期基本計画（案）に基づき、市民生活の質の維持・向上を図るなど、「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」の実現に向けた取組を着実に推進する。とりわけ、一層厳しさを増す人口減少に対し、その傾向の緩和と、人口減少社会における持続可能なまちの形成を目指し、若者への取組の強化など、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取組を進める。
- ② 持続可能な行財政基盤の構築に向け、第7次行政改革推進計画後期計画（案）に基づき、デジタル技術やA Iの活用による業務の効率化に取り組むとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえた事務事業の見直しを始めとした歳出の適正化に徹底して取り組むなど、限られた経営資源を効率的・効果的に活用し、基礎的な行政サービスの確保・充実を図る。
- ③ 公の施設の適正配置計画後期計画（案）及び長寿命化計画基本方針に基づく施設別維持管理計画等に位置付ける取組を着実に推進する。
- ④ 要求額は、財政計画基礎数値調査における令和9年度の計画額（一般財源ベース）の範囲内とする。なお、賃金の上昇や物価高騰等に伴う行政経費の増加が見込まれることから、既存事業の必要性や効果を改めて検証し、事業の選択と集中及び徹底した経費縮減により対応するものとする。

(2) 第 7 次総合計画に位置付ける政策・施策の推進

将来都市像「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」を実現するため、「5つの基本目標」に基づく各政策・施策を着実に推進すること。

また、令和 9 年度は後期基本計画の初年度として、現在策定中の計画案に位置付ける取組について、着実に実行に移すとともに効果の発現を図ること。

あわせて、「4つの強化の視点」に基づき、当市を取り巻く横断的な課題への対応と施策間の相乗効果を創出するとともに、事業の改善や実施手法の見直しを行うこと。

1) 基本理念

上越市ならではの快適で幸せな暮らしの実現

～生きる力を備えたまちづくり・ひとづくり～

2) 将来都市像

暮らしやすく、希望あふれるまち 上越

3) 5つの基本目標

- ①支え合い、生き生きと暮らせるまち ④魅力と活力があふれるまち
- ②安心安全、快適で開かれたまち ⑤次代を担うひとを育むまち
- ③誰もが活躍できるまち

4) 4つの強化の視点（案）

強化の視点	主な取組の方向
①みんなの笑顔	・地域振興・活力の向上 ・安心な医療・介護・福祉サービスの提供 ・災害への備え・地域防災力の向上 ・美しく快適なトイレの環境整備 など
②産業いきいき	・人材確保・育成の推進 ・産業経済を支えるインフラ整備の推進 ・若者にとって魅力ある企業の誘致 ・AI・IoTなどデジタル技術の導入・活用 など
③こどもと家族を真ん中に	・切れ目のない子育て支援 ・子育て世代・若者の家計負担等の軽減 ・こどもと家族の相談支援の強化 など
④多様な学び	・良質な教育環境の確保 ・多様な教育サービスの提供 ・市民の学びと育ちの推進 など

(3) 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付ける施策の推進

総合戦略の全体目標「若者・子育て世代にとって『選ばれるまち』『住み続けたいまち』の実現」に向けて、産・官・学・金・労・民の連携・協働の下、本戦略に基づく事業を着実に実施すること。

特に、総合戦略における「5つの強化の視点」及び社会潮流の変化を踏まえ、人口減少の緩和と持続可能なまちの形成に向けて、適宜、事業の改善・見直しを行うこと。

1) 全体目標

若者・子育て世代にとって「選ばれるまち」「住み続けたいまち」の実現

2) 4つの政策分野

①しごとづくり

基本目標「安定的で魅力ある雇用を創出する」

②結婚・出産・子育て

基本目標「若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現しやすい環境を整える」

③まちの活性化

基本目標「時代に合った地域を形成し、地域間連携を活発化させる」

④U I J ターンとまちの拠点性・担い手づくり

基本目標「多様な人の流れやまちを担う人を創出する」

3) 総合戦略における5つの強化の視点

①若者への取組の強化：若い世代を対象とした施策や、人材育成・確保

②デジタルを活用した課題解決：デジタル技術の活用やデジタル化社会への対応

③訴求力の高い情報発信：市内外への情報発信の強化と実感の向上

④マッチングの強化：人や団体の引き合わせ、主体間での連携の促進

⑤人口減少社会への適応策の強化：人口減少社会にあっても持続可能な社会の形成

(4) その他の留意点

予算編成の原則（総計予算、通年予算、会計年度独立の原則、財源確保など）を遵守するとともに、以下の留意点及び別途通知する予算編成要領により予算要求を行うこと。

（歳入の確保）

- 国・県の補助金等については、当市の施策との合致を前提に積極的に活用し、最大限の財源確保を図ること。
- 特定財源を充当する継続事業は、当該特定財源が確実に得られるよう取り組むこと。なお、当該特定財源が減少又は失われる見込みとなり、代替財源の確保も叶わない場合は事業の一時休止等を検討すること。
- 各省庁の概算要求や県の動向（行財政基本方針に基づく具体の対応等）を把握し、的確に予算要求に反映させること。予算要求後において制度変更等の詳細が明らかとなった場合は、別途対応を行う。

（歳出の適正化と事業改善）

- 行政経費の増加及び職員数の減少を踏まえ、限られた人員の下で事業を実施できるよう、業務の見直しを進めるとともに、コスト意識を持って対象、数量、単価などの精査を確実に行うこと。あわせて、デジタル技術やA Iを活用した業務の効率化のほか、経営資源の削減や有効活用につながる抜本的な見直しに積極的に取り組むこと。

- P D C Aの結果(決算認定における事業成果及び課題等の説明)に即し、既存事業の改善や見直し、廃止に果敢に取り組むこと。また、継続事業にあつては、工夫・改善の徹底により経費の縮減を図りつつ、より一層の事業効果を発揮する見直しを行うこと。
- 新規・拡充事業を要求する場合は、関連する既存事業を併せて点検し、その整理・統合、縮小又は廃止を検討すること。
- 相互に関連する事務事業については、関係する部、課、総合事務所等において十分な協議・調整を行うこと。
- 国が進める、官公需における適切な価格転嫁の実現に向けた取組を踏まえ、民間委託・指定管理制度においては客観的指標を用いて予算積算を行うこと。

(市民等からの要望及び指摘事項、地域課題等への対応)

- 市民要望等については、その事業の必要性、緊急性等を十分に検討し、実現可能性を慎重に判断すること。
- 地域の課題解決や活力向上を図るため、地域の声・実情をしっかりと捉えながら実効性のある取組を立案すること。
- 物価高騰に対する支援は、国の財源措置の動向を踏まえて必要性を判断すること。

各部、各課、各総合事務所等においては、これらを踏まえた上で事業内容を精査し、それぞれの部内及び部局横断的に十分な協議・調整を行うこと。

以上